

令和5年度

決算説明資料

令和6年10月10日

健康福祉局

目 次

	頁
1 民生委員・児童委員の費用弁償額の政令指定都市比較	1
2 民生委員・児童委員の会費の内訳	2
3 民生委員の主な職務等	3
4 民生委員・児童委員の充足率の政令指定都市比較	4
5 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案後の対応及び検証委員会 の中間報告を受けて検討した再発防止に向けた取組み	5
6 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正に向け た主な課題	7
7 介護職員奨学金返済支援事業における助成人数と助成額の状況	8
8 名古屋市フレイル予防及び見守りアプリの概要等	9
9 フレイル予防リーダーの養成及び活動状況	10
10 在宅高齢者訪問理美容サービス事業の実績の推移等	11
11 保健センターによる理美容に関する衛生講習の概要と実績の推移	12
12 愛知県内の主な自治体における在宅高齢者訪問理美容サービス事業の実施状況	12
13 もの忘れ検診の実施状況の推移	13
14 敬老パスの年代別更新者数、未更新者数及び所持率	14
15 敬老パス区別交付者数、交付率及び所持率の推移	15
16 敬老パス未更新者に対するヒアリング結果	16
17 敬老パス制度変更後の影響調査の概要	17
18 市内における民間の養護老人ホーム及びケアハウスの定員数、築年数	19
19 区別の被保護世帯数、現業員配置数、担当世帯数、国標準数及び充足率の推移	21
20 生活保護世帯から大学等へ進学した学生への応援金の支給実績等	22
21 国民健康保険1人当たり平均保険料の推移	23
22 国民健康保険事業費納付金の推移	23
23 国民健康保険一般会計繰入金の内訳	24

	頁
24 公衆衛生医師採用数及び配置数の推移	25
25 他都市における公衆衛生医師の配置状況	26
26 子宮頸がん予防接種の接種実績の推移	27
27 本市における発生動向調査定点把握疾病の発生状況の推移	28
28 本市における梅毒の発生状況の推移と主な取組み	29
29 猫の収容頭数、譲渡頭数及び平均飼育日数の推移	30
30 人とペットとの共生事業の主な事業内容と予算額・決算額及び寄附金の執行状況の推移	31
31 がん検診受診率及び精密検査受診率の推移	33
32 歯周疾患検診の受診率の推移及び受診率低下の要因	35

1 民生委員・児童委員の費用弁償額の政令指定都市比較

(単位：円)

区	分	費 用 弁 償 額
神	戸	130,200
福	岡	117,000
千	葉	114,660
熊	本	110,000
浜	松	105,000
相	模 原	104,000
さ	い た ま	102,000
静	岡	89,500
広	島	86,158
北	九 州	80,000
	堺	79,000
仙	台	74,400
岡	山	72,300
横	浜	64,200
川	崎	64,200
京	都	60,300
名	古 屋	60,216
札	幌	60,200
大	阪	60,200
新	潟	51,980

注1：令和5年12月1日現在

注2：費用弁償額は、年額

注3：費用弁償額の高い順

2 民生委員・児童委員の会費の内訳

(単位：円)

区 分	金 額	主 な 使 途
名古屋市民生委員 児童委員連盟会費	700	・区支部に対する助成金 ・「民生名古屋」の発行経費 ・会議、研修の開催経費 ・市民生委員大会の開催経費
名古屋市民生委員 児童委員連盟 共済給付事業会費	300	・弔慰金、見舞金、退任慰労金
全国民生委員互助 共励事業会費	1,900	・弔慰金、見舞金、退任慰労金 ・会議、研修の開催経費 ・活動保険の掛金
全国民生委員 児童委員連合会会費	700	・事務局の運営経費 ・表彰、顕彰関係経費 ・会議、セミナーの開催経費 ・広報関係経費
愛知県社会福祉 協議会会費	650	・愛知県社会福祉大会関係経費 ・「あいちのふくし」の発行経費
名古屋市社会福祉 協議会会費	300	・サロン活動関係経費 ・「ふれあい名古屋」の発行経費
計	4,550	

3 民生委員の主な職務等

(1) 民生委員法に定められた職務

区 分	内 容	実 績
調 査 活 動	住民の生活状態を日頃から適切に把握する。	訪 問 117,798回 地域活動・行事 等への参加 173,310回
要 援 護 者 の 助 自 立 相 談 援 助	援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるよう、相談・助言等を行う。	
要 援 護 者 へ の 情 報 提 供 等 の 援 助	援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供・援助等を行う。	
社会福祉事業者等 との 連 携 援 助	社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業又は活動を支援する。	
福 祉 事 務 所 等 関 係 機 関 の 業 務 に 対 す る 協 力	福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力する。	
住 民 福 祉 活 動	上記のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。	

(2) 民生委員の主な自主的活動

区 分	内 容	実 績
ひとり暮らし高齢 者をあたたかく見 守 る 運 動	定期的な家庭訪問等を通じ、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の孤立を防止する。	訪 問 660,539回

4 民生委員・児童委員の充足率の政令指定都市比較

区 分	定 数	現 員 数	充 足 率
	人	人	%
京 都	2, 7 2 8	2, 7 0 3	9 9. 1
浜 松	1, 3 4 7	1, 3 3 3	9 9. 0
新 潟	1, 3 7 5	1, 3 2 7	9 6. 5
静 岡	1, 2 0 4	1, 1 5 4	9 5. 8
岡 山	1, 2 4 2	1, 1 8 4	9 5. 3
北 九 州	1, 5 9 3	1, 5 1 2	9 4. 9
名 古 屋	4, 4 8 1	4, 2 4 4	9 4. 7
堺	1, 1 7 2	1, 1 0 5	9 4. 3
相 模 原	9 3 3	8 7 9	9 4. 2
札 幌	2, 9 6 7	2, 7 9 5	9 4. 2
さ い た ま	1, 4 6 9	1, 3 7 6	9 3. 7
千 葉	1, 5 2 8	1, 4 2 8	9 3. 5
大 阪	4, 2 1 0	3, 9 1 1	9 2. 9
福 岡	2, 5 5 0	2, 3 4 1	9 1. 8
仙 台	1, 6 2 1	1, 4 8 3	9 1. 5
広 島	1, 9 9 6	1, 8 2 2	9 1. 3
横 浜	4, 7 3 5	4, 2 9 5	9 0. 7
神 戸	2, 5 7 1	2, 3 0 6	8 9. 7
熊 本	1, 4 6 9	1, 2 7 1	8 6. 5
川 崎	1, 8 5 7	1, 5 3 2	8 2. 5
計	4 3, 0 4 8	4 0, 0 0 1	9 2. 9

注1：令和5年12月1日現在

注2：充足率の高い順

5 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案後の対応及び検証委員会の中間報告を受けて検討した再発防止に向けた取り組み

(1) 差別事案後の対応

- ア 障害者差別解消庁内推進会議等における周知・徹底
- ・健康福祉局所管副市長をトップに全副市長及び局長等による障害者差別解消庁内推進会議を開催
(令和5年6月12日、令和5年8月21日、令和6年1月9日)
注：令和5年6月12日については、スポーツ市民局所管の人権施策推進会議と臨時で合同開催
- イ 職員研修への反映
- ・健康福祉局が実施する障害者差別解消推進のための職員研修について、受講者が主体的に考えることができるよう、車いす等の擬似体験やグループワークを実施
(課長級職員研修 令和5年11月1日、12月25日)
(指定管理者等職員向け研修 令和5年12月26日、27日)
(窓口職員等向け研修 令和5年10月30日、11月7日)
- ウ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」の改正
- ・差別事案を踏まえ、再発防止の心構えや具体的な対応方法を追加し改正
(令和5年12月改正 市職員全員へ配布・周知)
- エ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の一部改正
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴い、条例の規定との整合を図るため、「事業者の合理的配慮の提供の義務化」についてのみ条例改正
(令和6年4月1日施行)

(2) 中間報告を受けて検討した再発防止に向けた取り組み

ア 職員研修の充実

指摘された事項	検討した取り組み
研修対象者に係長級職員を含めるなど、より広い対象への拡大や今回の差別事案の内容を盛り込むなどにより、障害者差別について、より一層適切に理解できるよう検討すべき	・健康福祉局が実施する障害者差別解消推進のための職員研修について、新たに新任係長級向け研修を追加することを検討 ・今回の差別事案を盛り込むなどにより、障害者差別について、より一層適切に認識できるようにしていくとともに、引き続き、車いす等の擬似体験やグループワーク等を実施することを検討

イ 障害者差別解消の推進に関する法律、条例の周知徹底

指摘された事項	検討した取組み
会議や研修等の機会において、市職員対応要領を活用する等により、障害者差別解消法及び障害者差別解消推進条例の周知徹底を図っていくことが望まれる	・研修等の機会において、市職員対応要領の活用など、様々な場面において法及び条例の周知を図ることを検討 ・「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会の最終報告を受けた、条例改正及び市職員対応要領の改正の必要性について検討

ウ 市民・事業者の障害及び障害者理解の一層の促進

指摘された事項	検討した取組み
市民・事業者のより一層の理解を促進するため、新たな啓発事業の実施等、関連する施策の充実強化を検討すべき	・障害の特性を理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害のある方が暮らしやすい共生社会を市民皆でつくっていく、「ナゴヤあいサポート事業」を令和6年10月から実施することを検討 ・事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して助成を行う事業を令和6年10月から実施することを検討

エ 対話によるバリアフリーを推進するための仕組みの整備

指摘された事項	検討した取組み
バリアフリーの一層の推進と、事業者や行政では気づくことができない安全性や使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させるため、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者からの意見聴取や対話の仕組みを整備することを検討すべき	・バリアフリー整備相談支援事業の検討調査を令和6年度に実施することを検討

(3) 最終報告を受けてから取り組むこととした事項

- ・最終報告を受けた「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の改正

6 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正に向けた主な課題

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の改正への対応

- ・国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成する責務を明確化
- ・合理的配慮の提供における建設的対話・相互理解の重要性の強調
- ・障害者の定義として、精神障害に高次脳機能障害を含むことを追加

(2) 名古屋市障害者差別解消支援会議等での意見への対応

- ・令和4年5月に施行された、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の基本理念、「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点で取得できるようにすること」、「高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用」を盛り込んでほしい。
- ・利用の促進を図る意思疎通手段について、代読・代筆も明記してほしい。

(3) 「『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証委員会」中間報告への対応

- ・市が関わる障害者差別事案の相談・解決のための仕組みの構築
- ・市・市民・事業者による障害者理解の更なる促進の取組

7 介護職員奨学金返済支援事業における助成人数と助成額の状況

(1) 助成人数と助成額の予算・決算の状況

区 分	助 成 人 数	助 成 額
予 算	人 75	円 15,000,000
決 算	42	6,231,405

(2) サービス種別ごとの助成人数

(単位：人)

区 分	サ ー ビ ス 種 別	助成人数
居 宅 系 サ ー ビ ス	訪問介護	11
	通所介護	10
	地域密着型通所介護	5
	小規模多機能型居宅介護	1
施設・居住系 サ ー ビ ス	特別養護老人ホーム	5
	介護老人保健施設	5
	認知症高齢者グループホーム	2
	養護老人ホーム	3
計		42

8 名古屋市フレイル予防及び見守りアプリの概要等

(1) 概要

区 分	内 容
対 象 者	40歳以上の市民（見守られる人は65歳以上の市民）
使 用 ア プ リ	「フレポ登録・歩数アプリ」と「フレポ&見守りアプリ」の2種類のアプリの登録が必要
主 な 機 能	(ア) フレイル予防の取組みにポイントを付与する機能 フレイル予防に資する取組み（通いの場への参加や体操動画の視聴等）に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントをdポイントに交換することで、買い物等に利用することができる。 (イ) アプリで見守る・見守られる機能 歩数が24時間以上0歩の場合などに、あらかじめ登録した家族等の見守る人にお知らせが届く。
ポイント付与の対象となる主な取組み	・介護予防に資する通いの場への参加 ・介護予防に資する通いの場の運営 ・アプリ内での体操動画の視聴 ・アプリ内でのフレイル予防に資する情報の閲覧 ・アプリ内で実施するアンケートへの回答 ・歩数

注：dポイントへの交換は、原則、年間3,000ポイント（1ポイント＝1円）が上限

(2) 利用実績の推移

区 分		4 年 度	5 年 度
利 用 人 数	40～64歳	2,420人	3,204人
	65～74歳	1,253人	1,967人
	75歳以上	579人	1,044人
	計	4,252人	6,215人
ポイント交換数		790,892ポイント	4,377,869ポイント

9 フレイル予防リーダーの養成及び活動状況

区 分	内 容
養 成 人 数	1 3 2 人
累 計 養 成 人 数	4 5 3 人
派 遣 件 数	4 3 1 件
派 遣 人 数	9 7 0 人
派 遣 先 に お け る 主 な 活 動 内 容	・フレイルに関する講話 ・なごや八〇（はちまる）フレイルテストの実施 ・自宅でできる体操（ホームエクササイズ）等の紹介

10 在宅高齢者訪問理美容サービス事業の実績の推移等

(1) 利用件数

(単位：件)

区 分	4 年 度	5 年 度
理 容	1, 1 2 4	1, 5 5 8
美 容	1, 6 1 2	2, 0 3 8
計	2, 7 3 6	3, 5 9 6

(2) 交付人数及び交付枚数

区 分	4 年 度	5 年 度
交 付 人 数	1, 7 0 4人	2, 1 5 5人
交 付 枚 数	8, 2 8 3枚	1 0, 9 4 1枚

(3) 利用人数及び1人当たり利用件数

区 分	4 年 度	5 年 度
利 用 人 数	1, 0 6 8人	1, 3 0 2人
1 人 当 た り 利 用 件 数	2. 6件	2. 8件

(4) 研修の概要と実績

ア 概要

- ・主に寝たきりの状態にある在宅高齢者へのサービス実施に当たり必要な知識・技術の習得が可能な研修を、市から理容・美容の両組合への業務委託により実施
- ・市職員も研修に参加し、事業の意義等について説明

イ 実績

(単位：回)

区 分	4 年 度	5 年 度
理 容	1	1
美 容	2	2
計	3	3

11 保健センターによる理美容に関する衛生講習の概要と実績の推移

(1) 概要

理容業・美容業における衛生措置等の公衆衛生の向上に係る内容全般の講習

(2) 実績

(単位：回)

区 分	4 年 度	5 年 度
理 容	5	6
美 容	5	4
計	10	10

12 愛知県内の主な自治体における在宅高齢者訪問理美容サービス事業の実施状況

区 分	利 用 者 負 担	自 治 体 負 担
名古屋市	2,000円	3,500円
一宮市	1,100円	2,850円
岡崎市	自治体負担を超えた金額	2,000円
豊田市	自治体負担を超えた金額	1,000円
東郷町	600円	5,400円
尾張旭市	なし	5,100円
豊明市	自治体負担を超えた金額	4,840円
瀬戸市	2,000円	1,000円
知立市	自治体負担を超えた金額	1,000円
半田市	4,000円	500円
安城市	自治体負担を超えた金額	課税世帯：1,000円 非課税世帯：4,700円
長久手市	自治体負担を超えた金額	年間：12,000円 (1回当たりの上限なし)

注：「利用者負担」及び「自治体負担」は1回のサービス提供当たりの金額

13 もの忘れ検診の実施状況の推移

(1) 検診受診者数

(単位：人)

区 分		4 年 度	5 年 度
受 診 者 数		7,294	10,719
判 定 結 果	認知機能の低下なし	5,131	7,581
	精密検査の受診が必要である方	2,153	3,131
	判定不能	10	7

(2) 精密検査の受診状況

区 分		4 年 度	5 年 度
精密検査の受診が必要である方		2,153人	3,131人
受 診 状 況	受 診 者 数	628人	1,222人
	受 診 率	29.2%	39.0%

(3) 令和5年度の主な取組み

区 分	内 容
検 診 の 受 診 者 増 に 向 け た 取 組 み	・ 定点（75歳、80歳、85歳）での個別勧奨を実施 ・ もの忘れ検診受診による運転免許更新時の認知機能検査免除に関する広報を実施 ・ 市バス・地下鉄で広告を掲載
精 密 検 査 の 受 診 率 向 上 に 取 組 け る 上 た み	・ 精密検査の費用助成を実施（令和5年10月助成開始） ・ 「精密検査の受診が必要」と判定された方のうち、精密検査を受診していない方に対し、個別勧奨を実施

14 敬老パスの年代別更新者数、未更新者数及び所持率

区 分	更 新 者 数	未 更 新 者 数	計	所 持 率
	人	人	人	%
65～69歳	63,650	4,947	68,597	59.2
70～74歳	75,193	13,194	88,387	68.1
75～79歳	73,019	13,330	86,349	69.3
80～84歳	56,430	15,747	72,177	72.3
85歳以上	39,158	30,107	69,265	66.4
計	307,450	77,325	384,775	67.0

注1：更新者数は、年度末現在の有効な敬老パス所持者数

注2：所持率は、更新者数と未更新者数の計を年度末現在の介護保険第1号被保険者数により除して算定

15 敬老パス区別交付者数、交付率及び所持率の推移

区 分	元 年 度		4 年 度		5 年 度		
	交付者数	交付率	交付者数	交付率	交付者数	交付率	所持率
	人	%	人	%	人	%	%
千 種	27,442	68.9	25,819	64.0	25,936	64.1	76.1
東	11,601	63.9	11,068	60.2	11,379	61.4	72.7
北	27,214	58.1	24,227	52.1	24,335	52.4	66.8
西	20,429	56.6	18,086	50.8	18,144	51.1	65.7
中 村	21,147	58.2	18,502	52.7	18,497	53.0	67.4
中	10,102	59.7	9,575	55.5	9,787	56.1	68.4
昭 和	16,590	65.2	15,389	60.0	15,614	60.5	73.5
瑞 穂	17,768	62.2	16,123	56.8	16,269	57.4	70.8
熱 田	10,301	59.8	9,530	54.8	9,640	55.4	68.9
中 川	28,712	52.7	25,421	47.0	25,511	47.2	61.6
港	20,880	52.8	18,357	46.3	18,358	46.2	61.1
南	20,463	50.8	18,624	46.9	18,625	47.1	60.6
守 山	23,657	55.1	22,019	50.9	22,161	51.1	64.3
緑	29,941	53.1	28,388	49.1	28,930	49.7	62.3
名 東	24,018	67.2	22,258	60.8	22,505	60.9	73.7
天 白	23,301	64.6	21,457	57.8	21,759	57.8	71.1
全 市	333,566	58.4	304,843	53.2	307,450	53.5	67.0

注1：交付者数は、各年度末現在の有効な敬老パス所持者数

注2：交付率は、各年度末現在の有効な敬老パス所持者数を同日現在の介護保険第1号被保険者数により除して算定

注3：所持率は、交付者数と敬老パス未更新者数の計を年度末現在の介護保険第1号被保険者数により除して算定

16 敬老パス未更新者に対するヒアリング結果

(1) 未更新の理由

(単位：％)

区 分	割 合
車 で 移 動	56.5
徒 歩 ・ 自 転 車 で 移 動	19.6
外 出 困 難 等	23.9

(2) 敬老パスの電子マネー機能の利用状況及び更新意向

(単位：％)

区 分	敬老パスの電子マネー機能 の 利 用 状 況		敬老パスの 更 新 意 向	
	あり	なし	あり	なし
65～69歳	22.2	77.8	100.0	0.0
70～74歳	25.0	75.0	62.5	37.5
75～79歳	8.3	91.7	33.3	66.7
80～84歳	22.2	77.8	33.3	66.7
85歳以上	0.0	100.0	25.0	75.0
全 体	15.2	84.8	50.0	50.0

(3) 主なコメント

区 分	概 要
65～69歳	・車を運転しなくなったら更新する。 ・体調が良くなったら更新する。 ・敬老パスの電子マネー機能で買物に利用しているが、将来的には更新する。 ・敬老パスのタクシー割引を利用しているが、将来的には更新する。
70～74歳	・車を運転しなくなったら更新する。 ・会社を辞めたので車利用だが、将来的には更新する。 ・コロナで都市部での習い事を辞めたため、更新しない。 ・あまり出かけないため、更新しない。
75～79歳	・車を運転しなくなったら更新する。 ・コロナで通院先が近所となったが、将来的には更新する。 ・介護で遠出しなくなったため、更新しない。 ・外出困難のため、更新しない。
80～84歳	・車を運転しなくなったら更新する。 ・現状では年に数回しか使わないが、将来的には更新する。 ・コロナで買物を近所に変更したため、更新しない。 ・施設の送迎サービスを利用するため、更新しない。
85歳以上	・足の調子が良くなったら更新する。 ・敬老パスのタクシー割引を利用予定のため、更新しない。 ・健康のために自転車に乗るようにしているため、更新しない。 ・外出困難のため、更新しない。

17 敬老パス制度変更後の影響調査の概要

(1) 概要

対象交通拡大及び利用上限回数設定の制度変更（令和4年2月実施）に係る影響について、市内在住の高齢者3,000名に対するアンケート（主観指標）及び敬老パスの利用に係る乗車実績データ（客観指標）による調査を実施

(2) アンケート調査の主な調査結果

ア 対象交通拡大の影響

（単位：％）

区 分	割 合
新たに敬老パスの交付を受けることにした	2.8
これまでより多く新しい対象交通機関を利用するようになった	17.1
これまでより多く市バス・地下鉄を利用するようになった	6.8
市バス・地下鉄を利用する回数が減った	1.6
影響はない	47.7
敬老パスを持っていない	22.0
その他	2.0
計	100.0

注：有効回答数1,850件

イ 今後の外出頻度に係る意向

（単位：％）

区 分	割 合
すでに新型コロナウイルス感染症の流行前と同じ程度まで外出頻度を増やしている	21.0
外出頻度を新型コロナウイルス感染症の流行前と同じ程度まで増やしたい	11.3
外出頻度を新型コロナウイルス感染症の流行時より少し増やしたい	17.6
外出頻度は変えないが、敬老パスを利用しての外出は増やしたい	14.3
外出頻度は現在と同じ程度であり、敬老パスを利用しての外出も増やさない	35.6
その他	0.2
計	100.0

注：有効回答数1,682件

(3) 乗車実績データ

ア 対象交通別利用割合

(単位：%)

区 分	4 年 度	5 年 度
従 来 の 対 象 交 通	93.1	92.1
市営交通（市バス・地下鉄）	90.3	89.4
西 名 古 屋 港 線	1.4	1.4
ガ イ ド ウ ェ イ バ ス	1.4	1.3
新 た な 対 象 交 通	6.9	7.9
名 鉄	4.1	4.6
J R 東 海	1.8	2.1
近 鉄	0.3	0.4
名 鉄 バ ス	0.7	0.8
三 重 交 通 バ ス	0.0	0.0
計	100.0	100.0

イ 区ごとの対象交通別利用割合

(単位：%)

区 分	4 年 度		5 年 度	
	従 来 の 対 象 交 通	新 た な 対 象 交 通	従 来 の 対 象 交 通	新 た な 対 象 交 通
千 種	97.4	2.6	96.9	3.1
東	93.1	6.9	92.1	7.9
北	95.1	4.9	94.6	5.4
西	92.7	7.3	91.9	8.1
中 村	93.8	6.2	92.8	7.2
中	93.5	6.5	92.5	7.5
昭 和	98.0	2.0	97.7	2.3
瑞 穂	94.4	5.6	93.8	6.2
熱 田	91.0	9.0	89.8	10.2
中 川	91.2	8.8	89.7	10.3
港	97.8	2.2	97.7	2.3
南	84.1	15.9	81.6	18.4
守 山	81.3	18.7	79.3	20.7
緑	85.0	15.0	82.9	17.1
名 東	98.1	1.9	97.8	2.2
天 白	99.4	0.6	99.3	0.7
全 市	93.1	6.9	92.1	7.9

18 市内における民間の養護老人ホーム及びケアハウスの
定員数、築年数

(1) 養護老人ホーム

(令和5年度末現在)

区 分	定 員 数	築 年 数
誠 和 荘	人 1 1 0	年 3 6
盲養護老人ホーム 瀬古第二マザー園	5 0	3 4
清 月 荘	6 0	3 1
尾 張 荘	1 8 0	2 7

(2) ケアハウス

(令和5年度末現在)

区 分	定 員 数	築 年 数
ケ ア ハ ウ ス ほ っ と は っ と	人 30	年 31
ケ ア ハ ウ ス 名 西	30	27
ケ ア ハ ウ ス 福 原	15	27
ケ ア ハ ウ ス 三 条	20	27
ケ ア ハ ウ ス 楓 林 花 の 里	20	26
ケ ア ハ ウ ス 野 跡	30	25
ケ ア ハ ウ ス 南 陽	45	25
ケ ア ハ ウ ス 建 国 ビ ハ ー ス	35	25
ケ ア ハ ウ ス 南 山 の 郷	30	24
ケ ア ハ ウ ス 共 愛 の 里	16	24
ケ ア ハ ウ ス ユ ー ト ピ ア 第 2 つ く も	30	24
ケ ア ハ ウ ス オ ー ネ ス ト 鳴 海	15	24
ケ ア ハ ウ ス 名 楽	15	23
ケ ア ハ ウ ス ふ れ あ い	30	23
ケ ア ハ ウ ス 東 桜 の 里	30	21
ケ ア ハ ウ ス こ す も	20	21
ケ ア ハ ウ ス 南 生 苑	30	20
ケ ア ハ ウ ス シ ー ダ ー ヒ ル ズ	20	18

19 区別の被保護世帯数、現業員配置数、担当世帯数、国標準数及び充足率の推移

区 分	4 年 度					5 年 度				
	被保護 世帯数	現業員 配置数	担 当 世帯数	国 標 準 数	充足率	被保護 世帯数	現業員 配置数	担 当 世帯数	国 標 準 数	充足率
千 種	世帯 2,423	人 21	世帯 115	人 30	% 70.0	世帯 2,427	人 22	世帯 110	人 30	% 73.3
東	837	8	105	10	80.0	851	8	106	10	80.0
北	3,197	30	107	39	76.9	3,273	30	109	40	75.0
西	2,380	23	103	29	79.3	2,347	24	98	29	82.8
中 村	4,277	48	89	53	90.6	4,218	48	88	52	92.3
中	1,604	18	89	20	90.0	1,649	18	92	20	90.0
昭 和	1,353	15	90	16	93.8	1,272	15	85	15	100.0
瑞 穂	1,347	14	96	16	87.5	1,399	14	100	17	82.4
熱 田	998	11	91	12	91.7	1,005	11	91	12	91.7
中 川	4,040	37	109	50	74.0	4,015	38	106	50	76.0
港	2,989	28	107	37	75.7	3,078	28	110	38	73.7
南	4,264	40	107	53	75.5	4,254	40	106	53	75.5
守 山	2,575	24	107	32	75.0	2,644	25	106	33	75.8
緑	2,075	20	104	25	80.0	2,035	20	102	25	80.0
名 東	2,106	19	111	26	73.1	2,243	19	118	28	67.9
天 白	1,869	16	117	23	69.6	1,928	17	113	24	70.8
全 市	38,332	372	103	479	77.7	38,638	377	102	482	78.2

注1：被保護世帯数は、各年度の月平均

注2：現業員配置数は、各年度の4月1日現在

注3：国標準数は、被保護世帯数を80で除したもの（小数点以下切り捨て）

注4：全市の被保護世帯数及び国標準数は、区ごとに計算した計とは異なる。

注5：充足率は、現業員配置数を国標準数で除したもの（小数点以下第2位を四捨五入）

20 生活保護世帯から大学等へ進学した学生への応援金の支給実績等

区 分		内 容
趣 旨		- 生活保護を受給しながら大学等に進学することは現行制度上認められていないため、生活保護の対象から外れることになる。 - 貧困の連鎖を断ち切り、子どもの自立を助長する観点から、子どもが大学等への進学について意欲を持ち、その希望が叶うよう支援するため、本市が独自に経済的支援を行うことにより学生の生活を応援する。
対 象 者		以下の要件をすべて満たす者 ①本市の社会福祉事務所から進学準備給付金の支給を受けた者 ②応援金の支給を受けようとする年度の基準日において、進学準備給付金の支給対象となった大学等に在学する者または当該大学等から編入学等をした者 ③基準日において生活保護を受給していない者 ④原則として、在学している大学等を正規の修業年限以内に確実に卒業、修了できる見込みがあると認められる者
支 給 方 法		- 前期・後期の年2回、大学等に在学していることを証する書類等を添付して申請 - 申請書を点検・審査の上、学生本人に支給
支 給 額		各期 5万円
支 給 実 績	前 期	200人
	後 期	175人

注1：進学準備給付金は、大学等に進学する被保護者に対して、進学の際の新生活の立ち上げ費用として支給される給付金（生活保護法第55条の5）

注2：応援金の支給に係る前期の基準日は4月1日、後期の基準日は10月1日

21 国民健康保険 1 人当たり平均保険料の推移

(単位：円)

区 分	4 年 度	5 年 度
平 均 保 険 料	94,046	101,722

注：保険料は、現年度分（介護分を除く。）

22 国民健康保険事業費納付金の推移

(単位：円)

区 分	4 年 度	5 年 度
事 業 費 納 付 金 額 事 総	61,743,459,151	65,453,763,984
1 人 当 た り 事 業 費 納 付 金	145,204	161,816

注：本市に係る事業費納付金の金額

23 国民健康保険一般会計繰入金の内訳

(単位：円)

区 分		予 算 現 額	決 算 額
一般会計繰入金		25,219,086,000	24,000,000,000
	法定分繰入	18,789,371,000	18,200,961,772
	保険料軽減分	8,322,058,000	8,322,057,803
	保険者支援分	4,468,187,000	4,468,186,660
	未就学児均等割保険料繰入金	192,423,000	189,192,524
	産前産後保険料繰入金	10,456,000	10,455,287
	職員給与費等	5,008,335,000	4,572,529,184
	出産育児一時金	526,667,000	416,448,314
	財政安定化支援事業	261,245,000	222,092,000
	法定外繰入	6,429,715,000	5,799,038,228
	決算補填等目的	1,325,495,000	794,378,564
	その他不足分補填	77,554,000	0
	保険料未収分の補填	877,509,000	464,378,564
	非自発的失業者の保険料軽減	39,739,000	0
	事務費等	330,000,000	330,000,000
	結核医療付加金	693,000	0
	決算補填等以外の目的	5,104,220,000	5,004,659,664
	均等割5%引き下げ	1,266,683,000	1,266,683,000
	条例減免（一般分被保険者分）	771,843,000	672,283,058
	地方単独事業の医療費波及増等	1,082,990,000	1,082,990,000
	保険料の年度間調整等	1,982,704,000	1,982,703,606

24 公衆衛生医師採用数及び配置数の推移

(1) 採用数

(単位：人)

区 分	4 年 度	5 年 度
採 用 数	3	4

(2) 配置数

(単位：人)

区 分	4 年 度	5 年 度
配 置 数	28	31

注：配置数は、各年度4月1日現在

25 他都市における公衆衛生医師の配置状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		保 健 所	保 健 所 支 所 等
名 古 屋	か所数	1 か所	1 6 か所
	人 数	5 人	2 4 人
横 浜	か所数	1 か所	1 8 か所
	人 数	7 人	1 6 人
京 都	か所数	1 か所	1 4 か所
	人 数	9 人	—
大 阪	か所数	1 か所	2 4 か所
	人 数	3 3 人	—
神 戸	か所数	1 か所	1 0 か所
	人 数	9 人	—

26 子宮頸がん予防接種の接種実績の推移

区 分		4 年 度	5 年 度
定 期 予 防 接 種	対 象 者 数	9, 1 9 2 人	9, 0 9 6 人
	被 接 種 者 数	3, 6 6 8 人	6, 5 0 4 人
	接 種 率	3 9. 9 %	7 1. 5 %
キャッチアップ接種	被 接 種 者 数	1 3, 3 0 6 人	1 7, 0 7 2 人

注 1 : 定期予防接種の対象者数は、標準的な接種年齢である中学 1 年生女子の人数

注 2 : 定期予防接種の被接種者数は、接種回数 1 回目の被接種者数の合計

注 3 : キャッチアップ接種の被接種者数は、接種回数 1 ～ 3 回目の被接種者数の合計

27 本市における発生動向調査定点把握疾病の発生状況の推移

(単位：件)

区 分	4 年	5 年
インフルエンザ	172	28,601
咽頭結膜熱	370	2,838
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	811	3,848
ヘルパンギーナ	510	2,982

注：令和5年は速報値

28 本市における梅毒の発生状況の推移と主な取組み

(1) 発生状況

(単位：件)

区 分	4 年		5 年	
	男 性	女 性	男 性	女 性
19歳以下	1	7	5	19
20歳代	49	96	59	120
30歳代	56	28	66	26
40歳代	73	16	76	12
50歳以上	67	9	86	8
計	246	156	292	185

注：令和5年は速報値

(2) 予防啓発の主な取組み

- ・本市公式サブサイト「なごやHIV・性感染症ガイド」において、性感染症の基礎知識や予防法を掲載
- ・成人式において新成人に配布するチラシに、性感染症の記事を掲載
- ・中学生向けエイズリーフレットに、性感染症に関する内容を掲載し、中学3年生を対象に配布
- ・名古屋市医師会と協力して、若年層（20歳代の男女等）に向けた梅毒の啓発ポスターを作成し、市内医療機関等において掲示

29 猫の収容頭数、譲渡頭数及び平均飼育日数の推移

(1) 収容頭数

区 分	平成30年度		令和4年度		令和5年度	
	頭数	割合	頭数	割合	頭数	割合
成 猫	頭 406	% 31.3	頭 372	% 39.7	頭 281	% 33.6
子 猫	893	68.7	566	60.3	555	66.4

注：収容時の日齢が、成猫は91日齢以上、子猫は90日齢以下

(2) 譲渡頭数

区 分	平成30年度		令和4年度		令和5年度	
	頭数	割合	頭数	割合	頭数	割合
成 猫	頭 193	% 20.8	頭 255	% 34.7	頭 282	% 39.8
子 猫	737	79.2	480	65.3	427	60.2

注：譲渡時の日齢が、成猫は91日齢以上、子猫は90日齢以下

(3) 平均飼育日数

(単位：日)

区 分	平成30年度	令和4年度	令和5年度
平均飼育日数	63	69	113

注：動物愛護センターに収容された成猫が譲渡されるまでの平均飼育日数

30 人とペットとの共生事業の主な事業内容と予算額・決算額及び
寄附金の執行状況の推移

(1) 令和4年度

(単位：円)

区 分	予算現額	決 算 額	
			うち寄附金額
人とペットの共生 サポートセンター事業 (人件費、事務費、譲渡会等)	59,735,000	59,735,000	5,704,597
のら猫の避妊去勢手術	74,550,000	74,549,408	39,729,464
譲渡犬猫の飼主への支援	12,642,000	5,983,900	5,983,900
譲渡ボランティアへの支援	6,200,000	6,191,521	6,191,521
犬猫の飼育や治療等	16,810,000	16,803,992	16,803,992
動物愛護の普及啓発	3,480,000	3,479,270	3,409,670
そ の 他	19,731,000	15,213,825	—
計	193,148,000	181,956,916	77,823,144

(2) 令和5年度

(単位：円)

区 分	予 算 現 額	決 算 額	
			うち寄附金額
人 と ペ ッ ト の 共 生 サ ポ ー ト セ ン タ ー 事 業 (人件費、事務費、譲渡会等)	76,731,000	76,731,000	5,133,122
の ら 猫 の 避 妊 去 勢 手 術	84,274,000	61,771,640	34,264,155
譲 渡 犬 猫 の 飼 主 へ の 支 援	14,130,000	6,280,600	6,280,600
譲 渡 ボ ラ ン テ ィ ア へ の 支 援	8,913,878	6,442,344	6,442,344
犬 猫 の 飼 育 や 治 療 等	22,042,000	14,485,644	14,485,644
動 物 愛 護 の 普 及 啓 発	3,320,000	3,009,360	2,962,960
そ の 他	24,912,122	21,777,358	—
計	234,323,000	190,497,946	69,568,825

31 がん検診受診率及び精密検査受診率の推移

(1) がん検診受診率

(単位：％)

区 分	4 年 度	5 年 度
胃 が ん 検 診	23.9	23.1
大 腸 が ん 検 診	23.9	23.3
肺 が ん 検 診	19.8	19.6
子 宮 が ん 検 診	64.4	65.6
乳 が ん 検 診	51.6	52.5
前 立 腺 が ん 検 診	36.6	36.8

注1：受診率は、40～69歳（胃がん検診及び前立腺がん検診は50～69歳、子宮がん検診は20～69歳）の受診者数を同年齢の対象者数（当該年度4月1日時点の公簿人口から令和2年度の国勢調査における就業者を除いた人数）で除して算定

$$\frac{\text{当該年度の受診者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

注2：胃がん検診の受診率は、胃内視鏡検査の受診回数が2年度に1回であるため、下記のとおり算定

$$\frac{\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2\text{年連続受診者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

注3：子宮がん検診及び乳がん検診の受診率は、受診回数が2年度に1回であるため、下記のとおり算定

$$\frac{\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

(2) 精密検査受診率

(単位：％)

区 分	3 年 度	4 年 度
胃 が ん 検 診	85.6	84.8
大 腸 が ん 検 診	64.7	65.9
肺 が ん 検 診	74.0	75.7
子 宮 が ん 検 診	65.3	67.0
乳 が ん 検 診	84.3	85.5
前 立 腺 が ん 検 診	59.2	59.4

注：受診率は、各年度の本市のがん検診において要精密検査と判定された方のうち、精密検査を受けた方の割合

32 歯周疾患検診の受診率の推移及び受診率低下の要因

(1) 歯周疾患検診受診率の推移

(単位：％)

区 分	4 年 度	5 年 度	目 標 値 (15年度)
受 診 率	10.2	9.4	12.0

注1：令和4年度の受診率は、40歳以上を対象に算出

注2：令和5年度は、20、25、30、35歳の令和4年度対象者の受診期間延長に伴う受診者も含む受診率

注3：目標値は、平成30年度から令和4年度までの受診率の傾向を勘案して設定した、「健康なごやプラン21（第3次）」における目標値

(2) 受診率低下の要因として考えられること

- ・令和4年10月より新たに対象となった若年層（20、25、30、35歳）の受診率が低い。
- ・主に40、45、50、55歳の受診率が、他の年齢と比較して対前年度の低下幅が大きい。